

# 歯科専門職の資質向上検討会

## 歯科医師ワーキンググループ報告書（たたき台）

### 1. 基本理念と到達目標について

#### （1）臨床研修の基本理念について

〈現状〉

- 歯科医師臨床研修制度の基本理念については、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令」（平成 17 年 6 月 28 日）において、  
「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」  
とされている。
- 本省令に対する通知「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日厚生労働省医政局長通知（以下、「施行通知」という。))において、歯科医師臨床研修については、  
「歯科医師については、単に専門分野の負傷又は疾病を治療するのみでなく、全人的医療を理解した上で患者の健康と負傷又は疾病を診ることが期待され、歯科医師と患者及びその家族との間での十分なコミュニケーションの下に総合的な診療を行うことが求められていること。また、医療の社会的重要性及び公共性を考えると、臨床研修は、歯科医師個人の技術の向上を超えて、社会にとって必要性の高いものであること。  
このため、臨床研修については、患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力（態度・技能・知識）を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならないこと。」  
とさらに詳しく定義されている。

〈意見〉

現行のまま

## 2. 管理型臨床研修施設の指定基準について

### (1) 研修プログラム（到達目標、必要な症例数、研修期間）

〈現状〉

- 施行通知において、  
「歯科医師臨床研修の到達目標」は、「歯科医師臨床研修の到達目標」（施行通知別添）を参考にして、臨床研修施設が当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容であることとされている。
- 「歯科医師臨床研修の到達目標」は  
「基本習熟コース」（研修歯科医自らが確実に実践できること）、  
「基本習得コース」（頻度高く臨床において経験することが望ましいもの）より構成されている。
- 評価手法については、臨床研修施設によって指導歯科医による評価、ポートフォリオ、DEBUT や、コデンタルスタッフ等による評価など様々である。
- 臨床研修の研修期間については、現在、歯科医師法において、「1年以上」と規定されている。

歯科医師法 第十六条の二

診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

#### 〈課題〉

- 超高齢社会に対応した到達目標（歯科訪問診療、医科・歯科連携等）を追加する必要があるとの指摘もある。
- 異物誤嚥等の診療中に起きる事故に関する内容を行動目標に追加する必要があるとの指摘もある。
- 必要最低限の症例数等について示すべきとの指摘がある一方、症例数だけでなく、症例の内容や研修の質についても議論すべきとの指摘もある。
- 臨床研修修了者アンケート結果によれば、症例の偏り、症例数の不足等が見られる。
- 研修開始時における臨床経験差や研修歯科医の能力差等による目標達成までの期間の差を考慮すべきとの指摘もある一方、卒前実習で習得すべき内容の臨床研修への持ち越しが懸念されることから、安易に研修期間を延ばすべきでないとの指摘もある。

#### 〈見直しの方向〉

- 協力型臨床研修施設や研修協力施設等を活用し、到達目標に含まれる分野について、効果的に臨床研修が行われることが望ましい。
- 高齢化社会に対応するために、歯科訪問診療、全身管理等の知識、態度、技能を習得するための項目を充実させる。
- 研修管理委員会において、「基本習熟コース」の一般目標について、症例数等を含めた研修内容等を研修プログラムに明記する。
- 研修歯科医1人が経験すべき必要な症例数及び症例内容については、到達目標と一体的に見直すことが考えられる。

## (2) 臨床研修施設群の構成（施設の指定・取消）

〈現状〉

- 臨床研修施設の指定については、現在、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」（平成17年6月28日）において規定されている。
- 平成23年歯科医師臨床研修制度見直しにより、新たな臨床研修施設として「連携型臨床研修施設」を追加したところ。
- 歯科医師法では、受入実績のない場合等の取り消しの規定がない。

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

- 一 臨床研修施設の区分ごとに、第六条第一項から第三項までに規定するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。
- 二 第六条第四項第二号に該当するに至ったとき。
- 三 第七条から第十二条までの規定に違反したとき。
- 四 その開設者又は管理者が前条第二項の指示に従わないとき。

（参考）医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修病院が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができる。

- 一 臨床研修病院の区分ごとに、第六条第一項及び第二項に規定するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。
- 二 二年以上研修医の受入がないとき。
- 三 協力型臨床研修病院にのみ指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。
- 四 第六条第三項第二号に該当するに至ったとき。
- 五 第七条から第十二条までの規定に違反したとき。
- 六 その開設者又は管理者が前条第二項の指示に従わないとき。

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

第2 省令の内容及び具体的な運用基準

5 臨床研修施設の指定の基準

(1) 単独型臨床研修施設の指定の基準

(2) 管理型臨床研修施設の指定の基準

タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設又は従前の複合研修方式の従たる施設として指定を受けており、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること。

### 〈課題〉

- 連携型臨床研修施設が制度として浸透しておらず、新規申請が少ない。
- 連携型臨床研修施設の指定申請手続き等を簡略化すべきとの指摘もある。
- 研修管理委員会が、臨床研修施設群を構成する協力型臨床研修施設における研修歯科医の受入状況や指導体制等についての管理体制が不十分であるとの指摘もある。
- 協力型臨床研修施設を群構成から削除することについて、管理型臨床研修施設側から削除する手続きが規定されていない。

### 〈見直しの方向〉

- 研修内容の一層の充実を図るとともに、より多くの症例を経験できる研修を実施可能とするため、連携型臨床研修施設をさらに取り入れられるよう、申請方法等を簡略化する。
- 複数の管理型臨床研修施設群に属している（並行申請している）協力型臨床研修施設と各管理型臨床施設との、研修歯科医の受け入れ状況、研修の実施状況等について、調整する枠組みを設定する。
- 臨床研修プログラムの質の担保の観点から、複数年連続して研修歯科医を受け入れていない協力型臨床研修施設等について、実地調査等の結果を総合的に勘案し、原則として指定取消を行う。
- 研修歯科医が経験する症例数が著しく少ない事例が散見されることから、臨床研修施設は受け入れるすべての研修歯科医が到達目標を達成できるように、患者の確保に努める。

### (3) 指導・管理体制

#### 〈現状〉

- 施行通知において、指導歯科医になるためには、指導歯科医講習会の受講が必須であるが、複数回受講等の規定はない。

#### 施行通知

指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) 「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の[1]、[2]のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

[1] 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

[2] 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。

(イ) 指導歯科医は、臨床研修指導のための研さんを続けなければならないこと。

- 指導歯科医講習会の開催期間については、「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）において「原則として、実質的な講習時間の合計が16時間以上で開催されること。2泊3日以上が望ましいが、少なくとも2日間以上で開催されること。」とされている。

#### 〈課題〉

- 指導歯科医は継続して研さんを積むべきとの指摘もある。
- 現在、指導歯科医講習会は連続する2日間で開催されているが、単位制とする等、受講しやすい環境にすべきとの指摘もある。
- 指導歯科医は指導歯科医講習会の受講により、更新制にするべきとの指摘もある。
- 大学等で開催しているFD研修の受講経験等も考慮すべきとの指摘もある。
- プログラム責任者はプログラム責任者講習会の受講が必須ではないが、より充実したプログラム立案のために積極的に受講すべきとの指摘もある。

#### 〈見直しの方向〉

- 指導歯科医の質を担保するため、指導歯科医講習会の開催指針を定期的に見直すとともに、繰り返し研修する等についても検討する。
- 指導歯科医講習会への受講機会を確保するため、各地域において指導歯科医講習会を開催する枠組みを検討する。
- 指導歯科医講習会を受講しやすい環境を整備するため、単位制の導入等の指導歯科医講習会の実施方法等については、引き続き検討していく。
- プログラム責任者のプログラム責任者講習会の受講は経過措置を設け、受講を要件とする。

### 3. その他

#### 〈現状〉

##### (1) 歯科医師の地域偏在等

歯科医師臨床研修の募集定員の8割以上を歯科大学病院に依存していることから、歯科大学附属病院のある都道府県に研修歯科医が集中している。

##### (2) 歯科医師臨床研修制度の周知

厚生労働省ホームページにおいて制度等について周知するとともに、大学関係者・都道府県担当者等に対して機会をとらえ情報提供を行っている。

##### (3) 歯科医師臨床研修マッチングプログラムの運用

研修歯科医の募集定員が少数である病院歯科や歯科診療所では、歯科医師国家試験の結果によって募集定員に欠員が生じた場合には、特例措置として、研修歯科医の意思を優先することを前提として、異動を認めている。

##### (4) 歯科医師臨床研修歯科医の採用

採用試験については、各臨床研修施設において面接、筆記試験等を行っている。

#### 〈課題〉

- 今後の日本の歯科医療を支えるべく、大学病院及び臨床研修指定施設において臨床研修歯科医が研修を実施していることを国民に周知することにより、診療に対する協力が得られやすいよう厚生労働省から働きかけるべきとの指摘もある。
- より優秀な臨床研修歯科医を採用し、国家試験による定員の空席を抑えるため、マッチングの面接において、すべての歯学部生を対象として実施しているCBT、OSCE等を採用試験の際に参考にしてはどうかとの指摘がある。
- 臨床研修が円滑に実施できるよう、マッチング面接時及び臨床研修開始時に診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳を参考にしてはどうかとの指摘がある。

#### 〈見直しの方向〉

- 今後の歯科医師需給や地域偏在等を勘案し、研修歯科医が経験すべき患者数等による定員調整も含め、質の高い歯科医師を養成・確保できるよう引き続き検討していく。
- 臨床研修歯科医の採用面接時に、診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳、CBT結果等を活用することを推奨する。